**みなし登録電気工事業開始届について**

　建設業の許可を受けた建設業者であって、電気工事を営む方は、遅滞なく県知事に届け出る必要があります。（岡山県知事への届出は、本県内のみに営業所を設置しようとする方に限ります。）

　また、既に登録電気工事業者の登録を行った方が、新たに建設業の許可を受けたときも同様に、遅滞なく県知事に届け出る必要があります。（この際、その電気工事業登録は効力を失います。）

１　必要な書類等

　(1) 電気工事業開始届出書

・電話番号は、携帯電話など日中に連絡が取りやすい番号も追記してください。

・鉛筆、消えるボールペン等による記入は不可。

　(2) 誓約書（主任電気工事士）

　　・申請者自身（個人事業主の場合は本人、法人の場合は役員）が主任電気工事士である場合は不要です。

　(3) 雇用証明書（主任電気工事士を雇用している場合）

　　・申請者自身（個人事業主の場合は本人、法人の場合は役員）が主任電気工事士である場合は不要です。

　(4) 主任電気工事士の実務経験を証する書面

（既に登録電気工事業者であって、主任電気工事士の変更がない場合は省略可）

　　・主任電気工事士が第２種電気工事士の場合、３年以上電気工事に従事していたことを証明する書面が必要

です。なお、そのことが確認できる公的書類等を求める場合がありますので留意してください。

　　　　【公的書類の例】

　　　　　①健康保険証の写し

　　　　　②当該年度の給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税通知書（特別徴収義務者用）の写し

　　　　　③企業年金記録の写し

　　　　　④雇用保険徴収の写し

　　　　　⑤登録簿等の謄本　　　等

　(5) 主任電気工事士の電気工事士免状の写し

　　・主任電気工事士が第１種電気工事士である場合には、講習記録面の写しも必要となります。

　(6) 営業所位置図（既に登録電気工事業者であって、当該位置図の変更がない場合は省略可）

　(7) 備付器具調書（既に登録電気工事業者であって、当該調書の変更がない場合は省略可）

　　・継電器試験装置、絶縁耐力試験装置については、借用契約の締結等により、必要なときに準備できる場合は、備え付けているものとみなします。（ただし、借用契約を締結等した業者名を調書の(　)枠内に記載すること。）

(8) 建設業法に基づく許可証の写し

　(9) 登記事項証明書（法人の場合）（3カ月以内の原本）

(10)登録電気工事業者登録証（既に登録電気工事業者である場合）

(11)電気工事業廃止届出書（既に登録電気工事業者である場合）

２　提出・問い合わせ先

　・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。

　・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「電気工事業開始届出書」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

　　　　＜送付・持参先＞〒７００－８５７０　岡山市北区内山下２－４－６

　　　　　　　　　　　　岡山県消防保安課　保安班

　　　　＜問い合わせ先＞　ＴＥＬ　（０８６）２２６－７２９６　（保安班直通）

　　　　　　　　　　　　　受付時間…８：３０～１７：００（土・日・祝日は受付していません）

様式第１８（第２４条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　　月　　　日 |

電気工事業開始届出書

令和　　　　年　　　　月　　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第３４条第４項

の規定により、次のとおり届け出ます。

１　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

　　　　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日

　　　　　岡山県知事許可　（　　　　―　　　　）　第　　　　　　　　　　　号

２　電気工事業を開始した年月日

　　　　　平成・令和　　　　年　　　月　　　日

３　営業所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 所在の場所 | 電気工事の種類 | 主任電気工事士  等の氏名 | 電気工事士免状の  種類及び交付番号 |
|  |  |  |  | 第　　種電気工事士  岡山県第　　　　号  （　　県） |

（備　考）１　この用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　　　　　３　電気工事の種類の欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。

　　　　　　４　主任電気工事士等の氏名の欄には、その者が法第19条第２項に該当する場合にあつては※印

　　　　　　　を付すること。

　　　　　　５　自家用電気工作物に係る電気工事のみを行つている営業所については、主任電気工事士等の氏

　　　　　　　名の欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。

［誓約書（主任電気工事士用）］

誓　　　約　　　書

令和　　　年　　　月　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の

適正化に関する法律第６条第１項第１号から第４号までに

該当しない者であることを誓約いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 主任電気工事士の氏名 | 電気工事士免状の交付番号 |
|  |  | 第　　　種電気工事士  岡山県 第　　　　　　　 号  ( 県) |

電気工事業の業務の適正化に関する法律第６条第１項

　第１号　 この法律、電気工事士法第３条第１項、第２項若しくは第３項又は

電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）第２８条第１項の規定

に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を

受けることがなくなった日から２年を経過しない者

　第２号　 第２８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった

日から２年を経過しない者

　第３号　 登録電気工事業者であって法人であるものが第２８条第１項の規定

により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０

　　　　日以内にその登録電気工事業者の役員であった者でその処分のあった

　　　　日から２年を経過しないもの

　第４号　 第２８条第１項又は第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、そ

の停止の期間中に電気工事業を廃止した者であってその停止の期間に

　　　　相当する期間を経過しないもの

［主任電気工事士雇用証明書］

雇　　用　　証　　明　　書

令和　　　年　　　月　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 主任電気工事士の氏名 |  |
| 住所 |  |
| 生年月日・年齢 | 年　　　月　　　日　　　　満　　　　才 |
| 雇用年月日 | 年　　　月　　　日 |

［主任電気工事士等実務経験証明書］

主任電気工事士等実務経験証明書

　　　下記１の電気工事士は、下記２のとおり電気工事に従事していたものに

　　相違ありません。

令和　　　　年　　　月　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １電気工事士 | 電気工事士の氏名 | | |  | |
| 生年月日・年齢 | | | 年　　　月　　　日　　　　　才 | |
| 現住所 | | | 〒 | |
| 電気工事士免状の交付年月日 | | | 年　　　月　　　日 | |
| 免状交付番号 | | | 岡山県 第　　　　　　　　　　　号  （　　　県） | |
| ２　電気工事に従事した職歴 | | | | | |
| 所　属　名 | | 期　　　　　　間 | | | 業　務　の　内　容 |
|  | | 年　月　日　～　　年　月　日 | | |  |
| ３　証明者の事業内容 | | |  | | |

　（記載注意）

　　１．この様式の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２．所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。

　　３．業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。

　　　　なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

［主任電気工事士免状の写し］

電気工事士免状の写し

（表）

都道府県名　　第　　　　　　　　　号

**第　○　種　電　気　工　事　士　免　状**

氏　　名

生年月日　　　　　　　 年　　　　月　　　　日生

年　　　月　　　日交付

都道府県知事　　印

　（裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 記　　　　事 |  |
| 住　　　　所 |  |

　　備　　考

　　　１　電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。（電気工事士法第５条第２項）

　　　２　免状を汚し、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。

　　　　　（電気工事士法施行令第４条）

　　　３　氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。

　　　　　（同令第５条）

　　　４　この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

　　　５　住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

（備考）　免状をコピーしてください。

　　　　　　 なお、第１種電気工事士免状の場合には、

　　　　　 「講習受講記録」の面も写るように

　　　　　 コピーしてください。

［営業所位置図］

営　業　所　位　置　図

　　最寄りの駅から営業所までの道順　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｎ

　（注意）

　　　　　　　　　　　線　　　　　駅下車、　　　　　　　行バスを利用し、

　　　　　　　　　　　停留所で下車、　　　　　　　方面に向かって徒歩　　　　　分で

上記営業所に到着する。

［備付器具調書］

備　付　器　具　調　書

氏名又は名称：

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 器　　具　　名 | 製 造 年 | 製造番号 | 台　数 | 製造業者名 |
| 一般用電気工作物等の電気工事 | 自家用電気工作物の電気工事 | 絶縁抵抗計 |  |  |  |  |
| 設置抵抗計 |  |  |  |  |
| 回路計であって  抵抗及び交流電圧  を測定できる器具 |  |  |  |  |
|  | 低圧検電器 |  |  |  |  |
|  | 高圧検電器 |  |  |  |  |
|  | ※継電器試験装置 |  |  |  |  |
|  | （ |  |  | ） |
|  | ※絶縁耐力試験装置 |  |  |  |  |
|  | （ |  |  | ） |
|  |  | 計 | 台 | | | |

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、（　）内に借入先を明記してください。

様式第１２（第８条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　　　月　　　日 |

電気工事業廃止届出書

令和　　　　年　　　　月　　　　日

岡　山　県　知　事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　電気工事業を廃止しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第１１条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　登録の年月日及び登録番号

　　　　平成・令和　　　年　　　月　　　日

　　　　岡山県知事登録　第　　　－　　　号

２　事業を廃止した年月日

　　　　令和　　　年　　　月　　　日

３　事業を廃止した理由

（備　考）１　この用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　　　　　３　「登録電気工事業者登録証」を、この届出書に添えて提出すること。